

**「経営の健全化のための計画」**  
(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第5条)  
**の履行状況に関する報告書**

(貸出金の推移)

平成12年6月  
株式会社 日本興業銀行

## 「貸出金の推移（実勢ベース(インパクトローンを除く)）」について

### 12年3月末の実績等の状況

#### ・国内貸出

12年3月末の国内貸出につきましては、11年3月末対比 5,120億円、11年9月末対比 730億円と減少いたしました。このうち、円高による為替影響を除いたベースで、11年3月末対比 4,592億円、11年9月末対比 689億円と減少しており、企業の資金需要低迷の継続を反映した結果となっております。

#### ・中小企業向け貸出

中小企業向け貸出(実勢ベース、インパクトローンを除く)は、資金需要の低迷が継続する状況でありましたが、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」の趣旨に則り、増勢維持に最大限注力いたしました結果、12年3月末実績は、11年3月末対比 + 480億円と増加し、増勢を維持いたしました。

### 下半期の増加状況及びその要因

#### ・中小企業向け貸出の増加

中小企業向け貸出の増勢を図るべく、幅広く資金ニーズを取り込むことに注力した結果、下半期に3,095億円増加いたしました。

具体的には、優良中小企業向け特別貸出枠の設定、未公開企業に対する特別投融資枠の設定、本部内に中堅中小企業営業を推進する専担部署を設置、など様々な施策を実施し、全行をあげて、中小企業向け貸出に最大限注力したことによるものであります。

以 上

貸出金の推移  
(残高)

(億円)

		11/3月末 実績 (A)	11/9月末 実績 (B)	12/3月末 計画 (C)	12/3月末 実績 (D)	未平比率 (注2)	備考 (注3)
国内貸出	インパクトローンを含むベース	202,991	201,813	208,500	199,929	1.002	
	インパクトローンを除くベース	202,372	200,920	207,730	199,112	1.002	
中小企業向け (注1)	インパクトローンを含むベース	73,483	70,777	78,000	72,810	1.030	
	インパクトローンを除くベース	73,379	70,370	77,880	72,387	1.029	
	うち保証協会保証付貸出	0	0	0	0	0.000	
	個人向け	3,871	3,726	4,000	3,656	0.996	
	うち住宅ローン	3,619	3,488	3,800	3,428	0.997	
	その他	125,637	127,310	126,500	123,463	0.986	
	海外貸出(注5)	25,730	22,405	26,750	22,396	0.966	
	合計	228,721	224,218	235,250	222,325	0.998	

(同・実勢ベース<下表の増減要因を除く>)

(億円)

		11/3月末 実績 (A)+(E)	11/9月末 実績 (B)+(E)+(F)	12/3月末 計画 (注4)	12/3月末 実績 (D)+(E)+(H)	備考
国内貸出	インパクトローンを含むベース	206,958	202,842	213,700	202,036	
	インパクトローンを除くベース	206,339	201,949	212,930	201,219	
中小企業向け (注1)	インパクトローンを含むベース	77,199	74,887	84,430	77,998	
	インパクトローンを除くベース	77,095	74,480	84,310	77,575	

(注1)中小企業とは、資本金1億円(但し、卸売業は30百万円、小売業、飲食業、サービス業は10百万円)以下の会社または常用する従業員が300人(但し、卸売業は100人、小売業、飲食業、サービス業は50人)以下の会社向け貸出を指す。

(注2)未平比率は月末残高/月中平均残高。

(注3)状況説明は備考欄にマークするとともに別紙にまとめて記載すること。

(注4)承認された健全化計画より引用。

(注5)当該期の期末レートで換算。

(不良債権処理等に係る残高増減)

(億円 ( )内はうち中小企業向け)

	10年度中 実績 (E)	11年度 上期実績 (F)	11年度中 計画 (G)	11年度中 実績 (H)	備考
貸出金償却	1,887(957)	251(182)	1,700(1,400)	931(525)	
CCPC向け債権売却額	146(146)	0( 0)	200(200)	0( 0)	
債権流動化(注1)	1,934(2,613)	3,189(212)	1,000(230)	2,791(947)	
会計上の変更(注2)	0( 0)	0( 0)	0( 0)	0( 0)	
協定銀行等への資産売却額(注3)	0( 0)	0( 0)	0( 0)	0( 0)	
その他不良債権処理関連	0( 0)	0( 0)	0( 0)	0( 0)	
計	3,967(3,716)	2,938(394)	2,900(1,830)	1,860(1,472)	

(注1)一般債権流動化のほか、債権の証券化を含む。

(注2)会計方法の変更により資産から控除される間接償却部分等。

(注3)金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条で定められた協定銀行等への債権売却額。